

# 令和7年度第1回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月24日（木）午後1時30分から2時15分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（10人）

会長 12番 丸谷 浩二

委員 1番 川端 伸造

2番 藤野 雄次

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

11番 林 恵子

4. 欠席委員（4人）

6番 松井 成樹

10番 長谷川太佑

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

第6 その他

（1）5月の農業委員会定例総会開催予定について

（2）その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
同補佐 藤井 恭代  
主査 板東 裕美  
主事 坪川 智美

## 7. 会議の概要

### ◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、まず初めに、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### ◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

### ◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は16名でございます。なお、6番 松井委員、10番 長谷川委員、13番 北委員、14番 朝倉委員、推進委員の浅井委員、深川委員、八木委員、堀川委員からは欠席の届け出がございました。また推進委員の中嶋委員、山口委員からは遅刻の届け出がございました。したがいまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

### ◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。1ページをお開きください。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長をお願いいたします。

### ◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、8番 宮腰委員、9番 谷川委員の両名をお願いいたします。

### ◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長： 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。2 ページをご覧ください。

1 番につきましては、譲り渡し人は、福井市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、坂井市にお住まいの〇〇さんでございます。申請農地は、中番17字64番の畑1筆、面積は210平米でございます。贈与による所有権の移転でございます。3 ページの調書にもあります通り、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

2 番につきましては、賃借権の新規設定でございます。貸付人は大溝にお住まいの〇〇さんで、借受人は、〇〇地区の法人の特定非営利活動法人〇〇会でございます。申請農地は、山十楽6字5番の畑1筆、面積は4183平米でございます。借受人の〇〇会は、地域の防犯活動、災害対策、宅地管理事業、鳥獣害対策、福祉活動などを行っている法人です。4 ページの調書をご覧ください。第 2 項の表の判断理由の第 2 項第 2 号の欄をご覧くださいなのですが、農地所有適格法人以外の法人による取得であります、第 2 号のただし書きにあります、解除条件付き法人の賃借権の設定であり、その許可基準を満たしているため、該当いたしません。解除条件付き法人の賃借権についての許可基準については、農地法第 3 条 3 項に明記され、次の三つの要件を満たすこととなっております。一つ目の要件は、賃借契約に解除条件が付されていること二つ目の要件は、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、三つ目の要件は、業務執行役員が 1 人以上農業に従事することとなっております。以上の三つの要件を全て満たしておりましたので、ただし書きの許可基準を満たしており、第 2 項第 2 号には該当しないと判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号 1 番について、2 番 藤野職務代理者にお願いします。

2 番： 先般、この譲受人の方が私のところへ来まして、実家の畑であるということで、譲渡人の〇〇さんは実家の亡くなったお父様の弟さんで、弟さんにその権利がありましたけれども、実家の方へ戻すということで譲り受けるという説明を受けました。以上です。

議長： はい、ありがとうございました。次に番号 2 番につきましては私の方

から説明をいたします。先ほど事務局が申された通りでございます。NPO法人がこういうことをというのはあまり聞いたことないわけですが、NPO法人の中に、柿の栽培技術を持った方がおられまして、その方を中心に管理を行うということをお聞きしました。木はもう成木に達してまして、一昨年までは干し柿を作るグループが管理をしてたわけですけども、高齢化というか、跡継ぎがないということで話されました。その後、現在の〇〇法人の方へ話がいったということで、お引き受けをいただきました。あわら市の柿ということで、結構有名な柿があつて市の方も耕作者を探していたということもございまして、こういった話に落ち着いたわけでございます。それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。

5 番： 今のご説明のありましたNPO法人ですけども、農地を賃借するのはこの件が初めてなんでしょうか？

事務局： はい。こちらの法人さんが農地を借り受けるのは初めてのことです。

議長： よろしいですか。私も柿という特別なものですので、誰か栽培できる方がおられるのかということは聞きました。そうすると中に、経験豊かな方が1人おられるということをお聞きしましたので、同意したというような形でございます。他にご質問ありませんか。よろしいですか

議長： 質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

#### ◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「現況証明願について」説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

今回、案件としては、4件の申請がございました。番号一番につきまして、申請人は鎌谷の〇〇さん他6名でございます。申請の土地につきましては、鎌谷11字2番2他25筆で面積は合計1万323平米で、登記地目はいずれも畑および雑種地、田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和50年頃まで農地として利用されていましたが、その後、市の劔岳グラウンドとして整備され、以後、農

地以外の用途として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては、7ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は、坂井市にお住まいの〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、市姫2丁目263番で、面積は118平米、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、昭和24年に農作業小屋が建築され、以後、宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては、8ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請には、大阪府にお住まいの〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、北野3時4番2と4番3で、面積は合計352平米、登記地目は畑と田、現況は非農地でございます。事由につきましては、平成2年に2階建ての物置と周壁のない車庫が建築され、同時に家庭菜園も整備され、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回注目変更したいとのことでございます。場所につきましては、9ページをご覧ください。

続きまして、番号4番につきましては、申請人は千葉県にお住まいの〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、指中57字15番1で、面積は119平米、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和40年代ごろから指中区の土地改良を実施した際に指中区の公園地として整備を行い、以後、区が管理している公園として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号一番につきましては 北委員でございますが、本日欠席のため、事務局の説明に代えさせていただきたいと思います。次に番号2番について、5番 館委員お願いいたします。

5番： はい。土地の場所ですけれども、この市役所の道路挟んで北側ですがずっと住宅地になってるところです。この説明にありますように昭和24年に小屋を建てたということで、そこから既にもう農地じゃなくなってるんですけども、現在の非農地を宅地扱いにしたいということで、問題ないというふうに考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。次に番号3番について、3番北田委員お願いいたします。

3番： この案件も事務局の説明通り、問題ないと思われます。

議 長： はい、ありがとうございます。次に番号4番について、4番の糠山委員お願いいたします。

4 番： この件に関しましても事務局の言う通りですけども、行政書士の方から来まして、現在、公園地となっておりますので、地目を変えたいというような言い方をされてました。そこは問題ないと思われまして。以上です。

議 長： 次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、2番 藤野職務代理者に調査結果の報告をお願いいたします

2 番： 本日、午前9時より、事務局の方と一緒に現地を見てまいりました。1番から4番まで、特段問題はないと思われまして。

議 長： はい。これらの案件についてご質問はありませんか。よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号、現況証明願について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成です。よって承認することといたします。

◇ 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長： 次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは私の方から、議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。こちらの表は、5月利用権分の農地中間管理事業の一覧です。全て新規設定でございます。

番号1番につきましては、樋山の田一筆で利用権を設定する者は1名です。転貸先は樋山の〇〇さんでございます。

2番につきましては、赤尾の田6筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇さんでございます。

3番につきましては、北潟の田11筆で、利用権を設定する者は8名です。転貸先は〇〇さんでございます。13ページから15ページまでにつきましては、今申し上げました番号1番から3番までの利用権を設定する土地の詳細を表した一覧です。以上

で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問はありませんか。よろしいですか。 はい、ご質問がないので、裁決に入ります。議案第3号 農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてについて、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

はい、ありがとうございます。 全員賛成です。よって意見なしと決定することいたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。16ページにお進みください。この農地法第3条の3の規定の届け出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回12件の届け出がありました。今回は全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届け出につきましては、赤尾の畑1筆、浜坂の田畑14筆でございます。権利取得者は、浜坂にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成20年1月3日でございます。

2番の届け出につきましては、樋山の田畑8筆でございます。権利取得者は、石川県にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年2月19日でございます。

続きまして17ページをお開きください。

3番の届け出につきましては、権世の田畑5筆でございます。権利取得者は、福井市にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月12日でございます。

4番の届け出につきましては、南金津の田、一筆でございます。権利取得者は大溝にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月10日でございます。

5番の届け出につきましては、波松の田畑12筆、城の畑1筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年12月7日でございます。

6番の届け出につきましては、清間の田5筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月15日でございます。 18ページにお進みください。

7番の届け出につきましては、城の畑3筆、城新田の畑1筆でございます。権利取得者は大溝にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成22年8月31日でございます。

8番の届け出につきましては、菅野の畑1筆でございます。権利取得者は菅野にお住ま

いの〇〇さんで、権利取得日は令和7年2月7日でございます。

9番の届け出につきましては、北潟の田、1筆、波松の田畑7筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成12年10月22日でございます。

10番の届け出につきましては、北潟の畑7筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和5年5月4日でございます。続きまして19ページにお進みください。

11番の届け出につきましては、宮谷の田畑10筆でございます。権利取得者は宮谷にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成29年10月7日でございます。

12番の届け出につきましては、二面の田畑一筆、国影の畑1筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年1月19日でございます。以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。

5 番： 議長。この報告の事例は全ての現況地目が問題なく農地となっていますけれども、もし登記地目が農地で、現況地目が非農地であった場合は、この届け出というのは、農業委員会としては受理されるのでしょうか？

事務局： 登記地目が農地で、現況地目が非農地の場合は、届け出の受け付けはしますが、受理通知には非農地は記載しておりません。

5 番： ちょっと質問の意味変えますけども、登記地目が農地で、現況が非農地であった場合は、この報告には載らないという意味なんですか。

事務局： 農業委員会の報告には載せておりません。届け出いただいてもこちらの報告には載せていないという意味です。

議長： 他にご質問ありませんか。はい、ご質問がないようですので、報告第1号を終わります

#### ◇ その他（１）

議長： 次に、その他の（１）「５月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： ５月の定例総会につきまして、５月27日 火曜日、午後１時30分からということ

で開催することにいたしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議 長： ただいま事務局から5月の農業委員会定例総会の開催日の説明がありました。  
このことについて、ご意見等ありませんか。  
よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、ご意見ありませんので、事務局説明のとおり、5月の定例総会は5月27日  
火曜日、午後1時30分から開会することにいたします。

#### ◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

- ① 令和6年農地の賃借料について
- ② 令和7年度 月毎活動計画表について
- ③ 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

議 長： ただいまの説明についてご質問ご意見等ありましたら受けたいと思います。

5 番： 20ページの賃貸料について、調査した筆数は大きい数になっているが、これはサ  
ンプルデータということか？

事務局： こちらの筆数については、令和6年1月から12月までの間に基盤法による相対の  
契約と農地中間管理事業を通じた契約の筆数の合計になっています。

議 長： よろしいですか。  
せっかくの機会ですので、委員の方から何かありましたら受けたいと思います。  
よろしいですか。

(意見なし)

#### ◇ 閉 会

議 長： ではこれから先ますます多忙になると思えますお体には十分注意されまして、作  
業に励んでいただきたいと思います。今日はこれで終わりたいと思います。 どう  
もありがとうございました。

令和7年4月24日

議 長

委 員

委 員